



キンモクセイ

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22
TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

10月 (神無月) OCTOBER

10日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント 不服申し立てと訴訟

追徴課税など税務署の処分に不服があるときに、国税不服審判所に処分の取消しや変更を求め審査請求するのが「不服申し立て」。これに対し裁判所に判断を求めるのが「訴訟」。平成16年度は不服申し立てのうち14.6%で何らかの形で納税者の主張が通り、訴訟のうち11.9%で納税者が勝訴しています。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月17日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年間3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分
納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告
(7月~12月生まれ) 10月31日

税務調査のポイント

秋は税務調査のシーズン

秋は税務調査の最も多いシーズンです。

そこで、税務調査のポイントを整理してみます。

税務調査の種類

税務調査は大体、図表1のように区別されます。

強制調査

計画的で悪質な脱税犯について、任意の調査では適正な課税が実現できないと判断される場合に、裁判所の許可状を得て行われる調査です。国税犯則取締法による強制力を持っており、通常「査察」（マルサ）と呼ばれ、国税局が担当し、通告処分または告発を最終目的とし、臨検、捜査、差押え等の権限が認められています。

任意調査

に対する言葉で、一般の税務調査をいいます。脱税犯に対する調査と異なり、適正・公平な課税のために行われるものですから、質問検査権として認められる範囲において納税者の同意を得て行われるものです。ただし、正当な理由なく調査拒否などを行うと罰則が適用されますので、「間接強制を伴う任意調査」といわれています。

準備調査

実地調査（臨場調査）着手前の準備的な調査で納税者から提出された確定申告書や蓄積した資料情報などをもとに行います。納税者の過去の税歴（申告漏れや滞納がなかったか）、経営者のデータ、申告書における特異な科目や金額、

比率等の計数などが、分析、検討され、どこに調査のポイントを置つか絞り込まれます。

実地調査

納税者の事務所や店舗などに出向いて行う調査で、一般の税務調査は通常この実地調査を指しています。この中に、次の「現況調査」、「反面調査」等が含まれます。

現況調査

納税者に対する事前通知が無く行われる税務調査で、納税者のナマの姿を見ることを目的としています。

反面調査

納税者自身の調査だけでは不審点が解明できない場合、あるいは納税者が調査に素直に応じない場合などに認められている取引先や銀行などへの補完的調査をいいます。

最近の税務調査のポイント

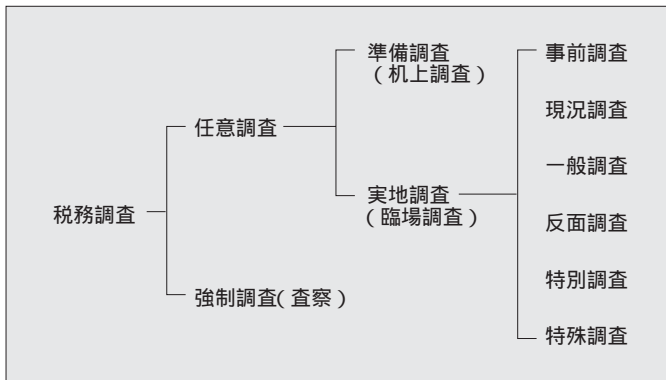
主要な勘定科目の税務調査のポイントを示すと図表2のようになりますが、最近の傾向として次の

点があげられます。

組織図の提示を求められ、担当者に直接確認することが多くなっていますので、責任担当を明確にし、証拠資料を整備しておく必要があります。

消費税、特に原則課税については、収入側の課税、非課税、不課税の区別、支出側の課税仕入れに誤りがないかどうかの確認が重要になってきています。

図表1 税務調査の種類



経営者の特殊関係使用人については、役員でなくてもその給与が他の使用人と比べて不相当に高額でないかのチェックも行われます。

調査への対応

調査日は変更できる

任意調査は、あくまでも行政レベルのもので、調査に当たってはできる限り納税者の事情が考慮されるのが当然です。

したがって、どうしても当日調査に応じることができない正当な



理由（冠婚葬祭、重要な商談等）があれば、延期の申出をすることでしよ。

調査理由を聞く

税務調査は、申告の適正性を確認するためのものですから、通常、調査理由を教えてください。

調査理由（売上減少、外注費急増等）を確認し、税務署の抱えている疑問点に誠意をもって答えることが調査を早く終わらせるコツといえます。

金庫等の調査

任意調査の場合、納税者の同意なく机や金庫の中を調べることはできません。しかし、やましい点があれば、拒否せず見せた方が信頼関係が生まれ、調査がスムーズに進むことになると思われます。

昼食の対応

意外と気になる点ですが、税務署員の場合、納税者から接待を受けると収賄罪に問われるおそれがあります。

そこで、出前を勝手に頼んで強要したりすることのないようにしたいものです。

図表2 勘定科目別税務調査のポイント(抜粋)

勘定科目	税務調査のポイント	日頃の対応
現金	現金保有高と金銭出納帳の残高との突合 一括の現金売上はその証拠資料の保管状況をチェックされる	金種票 責任者の確認印 個人と会社の区別 仮払金の精算方式を確立 レシート等の保存整理
預金	銀行残高証明書の添付と突合 借入金が担保と不適合の場合、その理由(簿外資産の有無等)がチェックされる	領収書等の保存 当座勘定調整表の作成
たな卸資産	原始記録のチェック	たな卸表の保存
売上	締後分の計上 請求書との突合 売上高の計上時期が適切か 取引相手との金額照合	売掛金残高照合表 領収書に一連番号をつける
仕入	仕入高の月別比較、前年同月比較 仕入割戻しの検討 商品受払簿のチェック	移動が著しい場合、内容の確認
外注加工費	領収書の真実性のチェック 請求書、出面帳等のチェック	出面帳の整備
役員給与	議事録のチェック 役員退職金の相当額のチェック	議事録の整備 計算根拠の保存
交際費等	飲食関係の領収書で高額なものは相手先と内容がチェックされる 他の科目に含まれていないか	領収書に目的、人数等を書いておく 交際費等取扱規程
保険料	積立金となるものがないか	契約書の整理と確認
福利厚生費	現物給与となるものがないか	
租税公課	罰料金の処理 消費税の処理は適切か	損金にならない項目のチェック 計算明細書の保存
消耗品費	10万円以上のものが含まれていないか	
貸倒損失	基本通達の条件に合致しているか	根拠資料の保存

連帯保証契約

Q 先日、私の父親が亡くなったのですが、その父親が他人の借金の連帯保証人になっていることが判明しました。しかしながら、これまで父親から他人の保証人になったという話しは聞いたことがありません。裁判で保証契約の効力を争えないでしょうか。

A 父親が保証人になっているということは、証拠として、れっきとした契約書があると思います。

問題は、その契約書が父親の意思に基づいて作成されているかどうかです。

父親の自署による署名や実印が押印されていた場合には、父親の意思のもとに作成されたものと推定できますので、裁判での法的効力を否定することは難しくなります。

さらに、契約書の署名・押印について考えてみましょう。

契約書には、署名が自署で実印が押印されている、署名は自署だが、三文判が押印されている、署名は他人のものだが、実印が押印されている、署名は他人のもので、三文判の押印である、この4通りが考えられます。

とは、本人の意思に基づき作成された契約書と考えられます。

逆に、で署名欄に名前のある者自身がそのような契約をした認識がなければ、その契約書は本人の意思に基づき作成されたものではない、と判断されるでしょう。

争点になりそうなのは、の場合です。今では少なくなってきましたが、銀行が融資をする際、担当者が連帯保証人に直接意思確認をすることなく、契約書に連帯保証人の実印が押印してあることだけをもって貸付けをしていたこともありました。

その場合、裁判所では、実印が押印されていれば、その契約書は、少なくとも実印の持ち主本人の了解のもとで作成されたもの、と推定をしてしまうのです。

「知」得 第二創業

第二創業の議論がなされるときには、どうしても新市場を開拓したとか、画期的な新製品を生み出したなどの成功事例が紹介されます。

しかし、それらは取り組みの結果論として説明されているにすぎません。

成功事例に共通しているのは、強い危機感を持ちつつも、今できることは何かを素朴に探り、それを丹念に改善していることにあります。「小さなことからこつこつ」という

ことです。そうした過程で、自らも気がつかなかった事業領域や技術、サービスが浮かんできます。

一例をあげましょう。

神戸の入れ歯製作会社は、第二創業のコンセプト（概念）として「健康は歯から」を掲げ、それを実現できる場を探しました。

そこで見つけたのが、お年寄りの歯の管理、特に要介護者の歯の管理に特化した巡回車を出すサービスでした。要介護者の「不安・不満・不快」を取り除く「不取りビジネス」を展開し業績を伸ばしています。

納得

信用保証料

最近、信用補完制度の見直しが行われています。その一つは、中小企業にも信用保証料率の格差を導入しようというものです。

現在での基本保証料率「有担保保証一・二五%、無担保保証一・三五%」の範囲内で各信用保証協会が定めています。

さて、保証料率の計算式は
事故率 × (1 - 回収率)

例えば、事故率は10%、回収率は90%としましょう。すると
 $10\% \times (1 - 90\%) = 1\%$

従って、保証料率は1%になります。保証料率の定め方は理論的には説明のとおりですが、関係者の話しによりますと、定め方は複雑で、(政治的、経済的要因が入る)必ずしも説明できるものではないそうです。

なお、関係者の話では、回収率の悪化が著しいのが各信用保証協会の悩みとなっているそうです。